

■ 税務・人事労務ワンポイント(388)

暦年贈与の行方

税理士 嶋 賢治

のことでは相続財産を減らせば、相続税の節税につながるほか子や孫などの家計を支援できます。

生前贈与の代表例が少しずつ財産を渡す「暦年贈与」です。

相続対策には生前贈与が欠かせないといわれます。相続を待たずに家族に資産を引き継ぐことが生前贈与ですが、そ

らう人一人当たり年100万円まで税金がかからない基礎控除があります。仮に10年間贈与を続ければ、最大100万円を相続財産から無税で減らすことができます。

贈与は、贈与する側と受ける側の双方の合意で成立するので、贈与契約書を作るなどその証拠を残しましょう。

贈与契約書を作らなくとも、口頭で意思確認の上、相手の通帳に振り込んでも構いません。注意すべきはその通帳を贈与者の手元に置いておくことで、たとえ贈与契約書を作っていない恐れがあります。一番いいのは、日ごろ使正在している口座に振り込み、受贈者はそれを生活費の一部として使うことです。

贈与契約書を作らなくても、口頭で意思確認の上、相手の通帳に振り込んでも構いません。注意すべきはその通帳を贈与者の手元に置いておくことで、たとえ贈与契約書を作っていない恐れがあります。一番いいのは、日ごろ使正在している口座に振り込み、受贈者はそれを生活費の一部として使うことです。

人事労務管理 何でも相談

本紙同封の質問用紙をご利用ください。

FAX: 095-825-3893

税務・人事労務ワンポイント

バックナンバーを
協会ホームページで
公開中



https://www.vidro.gr.jp/one_point/

の相続対策は、子供や孫の住宅購入や教育、結婚・子育ての資金を援助する場合の一定額までの非課税制度と違つて、いつからでも取り掛かれる利点があります。しかも長期にわたつて計画的に活用できる利点もあります。

暦年贈与は早めに着手が肝心です。贈与した人が亡くなると、過去3年間の贈与分は相続財産と見なされ相続税の対象に取り込まれます。22年度「税制改正大綱」は、さらに強烈な度額をわずかにオーバーさせて、贈与税の申告を繰り返す人もいます。

ここで気になるのは、与党の21年度「税制改正大綱」における贈与税の「暦年課税制度のあり方を見直す」とことなどについて「本格的な検討を進める」との記述です。

の相続対策は、子供や孫の住宅購入や教育、結婚・子育ての資金を援助する場合の一定額までの非課税制度と違つて、いつからでも取り掛かれる利点があります。しかも長期にわたつて計画的に活用できる利点もあります。

ここで気になるのは、与党の21年度「税制改正大綱」における贈与税の「暦年課税制度のあり方を見直す」とことなどについて「本格的な検討を進める」との記述です。

ここで気になるのは、与党の21年度「税制改正大綱」における贈与税の「暦年課税制度のあり方を見直す」とことなどについて「本格的な検討を進める」との記述です。

※無断転載禁止